第2 公園計画の変更

1 変更理由

上信越高原国立公園は、浅間山、四阿山、白根山、岩菅山等の火山群やそれらの山麓の火山性高原、谷川連峰等の構造山地に、巨大な溶岩台地である苗場山の地域等を合わせ、我が国を代表する山岳及び高原景観地として、昭和24年9月7日に国立公園に指定された。その後、昭和27年10月9日の利用計画の決定、昭和27年10月28日の特別地域の指定、昭和44年1月10日の特別保護地区の指定が行われているが、本公園谷川地域については、昭和24年9月7日の指定後、区域及び公園計画にかかる全面的な見直しが行われず、現在に至っている。

近年では、中高齢者や若齢女性による登山ブーム、全国的な経済低迷による観光客の減少など、社 会経済的状況も公園指定時から大きく変わっている。

このため、自然的及び社会的状況の変化を踏まえ、谷川地域の公園計画を再検討し、非火山性の構造山地で非対称山体の美しい山岳景観を呈する風致景観を保全するとともに、エコツーリズムを推進するため、適切な利用の推進を図るものである。

2 基本方針の変更内容

基本方針を次のとおり変更する。

(表4:基本方針変更表)	
変更後	変更前
1 基本方針	(※指定当初の公園計画書が現存しない。指定は、昭和24年9月
上信越高原国立公園は、浅間山、四阿山、白根山、岩菅山等の火	7 日厚生省告示第 183 号)
山群やそれらの山麓の火山性高原、谷川連峰等の構造山地に、巨大	
な溶岩台地である苗場山の地域等を合わせ、我が国を代表する山岳	
及び高原景観地である。	
谷川地域は、非火山性の構造山地として群馬県と新潟県の県境に	
谷川連峰がそびえ、標高は 2,000m に届かない程度であるが、ヨーロ	
ッパのアルプス山脈を彷彿とさせる非対称山体の美しい山岳景観を	
呈し、多くの観光客や登山者に親しまれている。近年では、中高齢者	
や若齢女性による登山ブーム、全国的な経済低迷による観光客の減少	
など、社会経済的状況も公園指定時から大きく変わっている。	
以上の状況を踏まえ、本地域の風致景観を適切に保護し、生物多	
様性の確保に寄与し、それらを基盤とした公園利用を積極的に推進し	
ていくため、以下の方針により公園計画を定める。	
(1) 規制計画	
アー保護規制計画	
(ア) 特別保護地区	
谷川岳 (1,963m) を中心とする一帯で、北より茂倉岳、谷川	
岳、万太郎山、仙ノ倉山と、南北及び東西に山稜の伸びた連峰	
を構成しており、最高峰は仙ノ倉山(2,026m)である。この連	
峰は、第3紀御坂層を基盤とし、これを貫いた石英閃緑岩や花	

変更後変更後変更後

崗岩により形成された構造山地で、侵食の相当進んだ地貌を呈し、標高は 2,000m 級であるが比高は約 1,300m を有し豪壮な山岳景観を呈している。また、仙ノ倉山をはじめとし、山頂一帯はシャクナゲ、ハイマツ群落とともに、ハクサンイチゲ、ナンキンコザクラ、イワカガミ等の高山植物群落がみられ、貴重な自然環境を保持している地域であり、当公園の核心部分にあたることから、特に厳重に景観の保護を図るために特別保護地区とする。

(イ) 第1種特別地域

谷川連峰の主要山稜線の下部にあたる地域では、非対称山稜や雪食凹地などの特異な地形が見られ、亜高山帯針葉樹林の欠落した偽高山帯の森林(ミヤマナラ林)が広がり、蛇紋岩による超塩基性岩によるお花畑も見られるなど、良好な風致を保持しており、これら特別地域のうちでは風致を維持する必要が最も高く、現在の風致を極力保護することが必要な地域について、第1種特別地域とする。

(ウ) 第2種特別地域

超塩基性岩の蛇紋岩植生やその他高山植物の生育地、ブナの 天然林などの良好な風致を示す地域及び土合、谷川岳天神平、 谷川温泉など利用上重要な土地とその周辺地で、現在の風致を 保護する必要がある地域を第2種特別地域とする。

変更後	変更前
(工)第3種特別地域	
主要幹線道路の沿線や古くから営業している温泉地など利	
用上重要な土地とその周辺地で、風致に重大な影響を及ぼさな	
い範囲でこれらの土地利用と調整しつつ、風致の維持を図る必	
要がある地域を第3種特別地域とする。	
2)事業計画	
アー施設計画	
(ア) 利用施設計画	
a 集団施設地区	
谷川連峰への登山及び一ノ倉沢自然探勝路等の拠点とし	
て、効果的な利用者への情報提供や便益の提供が必要であ	
ることから、集団施設地区を指定し、適切な整備方針等を	
定める。	
b 単独施設	
山岳景観の探勝のための施設や安全な登山のための宿舎	
や避難小屋を配置するなど、利用実態を踏まえ、公園利用に	
必要な施設や既に公園利用に用いられている施設について、	
事業実施の可能性や整備による風致景観への支障のないこ	
とを確認の上、適切な種別の計画を位置づける。	
c 道路(車道)	

集団施設地区への到達路や公園の利用地点を繋ぐ車道の

1	
25	

変更後	変更前
うち、公園利用上必要な路線を位置付ける。	
d 道路(歩道) 適正な利用を推進するため、利用状況を踏まえ公園利用上 必要な路線で、事業実施の可能性等を考慮し、谷川連峰の主 要山稜線に接続する登山道を歩道として位置付ける。	
e 運輸施設	
スキー場等における夏季の自然探勝や展望利用を行うた	
め、索道運送施設を計画する。	

3 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画及び関連事項

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表5:特別地域変更表)

都道府	変更後		変更前			
県名	区域	面積	(ha)	区域	面積	(ha)
群馬県	群馬県利根郡みなかみ町内		57			
	国有林利根沼田森林管理署 316 林班から	国	57		国	_
	319 林班までの各一部	公	0		公	
		私	0		私	
	群馬県利根郡みなかみ町		△19		<u> </u>	
	大字湯桧曽の一部	国	0		国	_
		公	0		公	
		私	△19		私	
						38
				変更部分面積合計	国	57
				多 文 印 刀 四 惧 口 司	公	0
					私	△19
						6, 504
				変更前特別地域面積	国	6, 374
				友	公	9
					私	121



		6, 542
* = \(\text{\ti}\text{\texi}\text{\texi{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\ti}}\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}}\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\texi}\tin}\tint{\text{\texi}\text{\text{\text{\texi}\texit{\texi}\text{\texit{\texi}\texit{\texi}\texit{\texi}\tint{\texit{\texi}\tin}\tex	国	6, 431
変更後特別地域面積	公	9
	私	102

(ア) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表6:第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積	(ha)
1	拡張	特別地域 (地種区 分未了) の振替	馬蹄形盆 地	群馬県利根郡みなか み町内 国有林利根沼田森 林管理署319林班及 び320林班の各一部	谷川連峰の主要山稜線の北東部に位置する稜線部。非対称山稜や雪食凹地など特異な地形が見られ、 亜高山帯針葉樹林の欠落した偽高山帯の森林(ミヤマナラ林)が広がり、蛇紋岩による超塩基性岩によるお花畑が見られるなど良好な風致を保持しており、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高く、現在の風致を極力保護することが必要であることから、第1種特別地域とする。	国公私	1, 398 1, 398 0
2	拡張	特別地域 (地種区 分未了) の振替	at in	群馬県利根郡みなか み町内 国有林利根沼田森 林管理署309 林班の 一部	谷川連峰の主要山稜線の下部に当たる地域。亜高山帯針葉樹林の欠落した偽高山帯の森林(ミヤマナラ林)が広がり、矮小化した広葉樹林が広がる景観を呈するなど、良好な風致を保持しており、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高く、現在の風致を極力保護することが必要であることから、第1種特別地域とする。	国公私	136 136 0

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積	t (ha)
3	拡張	特別地域 (地種区 分未了) の振替	万太郎山南	群馬県利根郡みなか み町内 国有林利根沼田森 林管理署238 林班の 全部並びに234 林班 及び235 林班の各一	谷川連峰の主要山稜線の下部に当たる地域。亜高 山帯針葉樹林の欠落した偽高山帯の森林(ミヤマナ ラ林)が広がり、矮小化した広葉樹林が広がる景観 を呈するなど、良好な風致を保持しており、特別地 域のうちでは風致を維持する必要性が最も高く、現 在の風致を極力保護することが必要であることか	国公	537 537 0
				部	ら、第1種特別地域とする。	私	0
					変更部分面積計	国 公 私	2, 070 2, 070 0 0
					変更前第1種 特別地域面積	国公私	0 0 0
					変更後第1種 特別地域面積	 国 公 私	2, 070 2, 070 0 0

[※]変更前第1種特別地域面積は、地種区分未了地域のため区分されていない。

[※]変更部分面積計及び変更後第1種特別地域面積は、端数処理の関係で合計が一致しない。

(イ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表7:第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積	(ha)
4	拡張	特別地域	土合天神	群馬県利根郡みなか	谷川岳直下に位置する馬蹄形盆地内に位置する地域。		
		(地種区分	平	み町内	超塩基性岩の蛇紋岩植生(ウスバヒナウスユキソウやジ		
		未了)から		国有林利根沼田森	ョウシュウアズマギクなど) が見られ、付近にはブナの		
		振替及び		林管理署 310 林	天然林が広がり、良好な風致を示している。登山やスキ		
		普通地域		班、311 林班、312	一等の利用施設も点在しており、利用者の適正利用を促		
		から振替		林班、316 林班、	す必要がある地域である。利用上重要な土地及びその周		
				317 林班、318 林班	辺地であり、現在の風致を保護する必要があることか		
				及び 319 林班の各	ら、第2種特別地域とする。		
				~~			
				群馬県利根郡みなか			1,078
				み町		国	1,078
				大字湯桧曽の一部		公	0
						私	0

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積	(ha)
5	拡張	特別地域	谷川温泉	群馬県利根郡みなか	谷川岳登山口(保戸野沢ルート、いわお新道、中ゴー		
		(地種区分		み町	尾根ルート)に位置する温泉街周辺で、周辺にはスギ・		
		未了)から		大字谷川の一部	ヒノキの人工林とブナの天然林が広がり、良好な風致を		
		振替			示している。付近にはスキー場も整備されており、利用		
					者の適正利用を促す必要がある地域で、ある。利用上重		
					要な土地及びその周辺地で、現在の風致を保護する必要		62
					があることから、第2種特別地域とする。	国	0
						公	0
						_ 私	62
6	拡張	特別地域	阿能川岳	群馬県利根郡みなか	谷川連峰主要山稜線の下部に位置し、偽高山帯植生		
		(地種区分		み町内	(ミヤマナラ林) とブナ群落が連続するなど、現在の風		
		未了)から		国有林利根沼田森	致を保護する必要があることから、第2種特別地域とす		
		振替		林管理署 239 林	る。		
				班、242 林班、243			
				林班及び 308 林班			
				の各一部			
				群馬県利根郡みなか			583
				み町		国	582
				大字谷川の一部		公	0
						私	1

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積	(ha)
7	拡張	特別地域	三国稜線	群馬県利根郡みなか	谷川連峰主要山稜線の西部に位置し、首都圏(群馬)		
		(地種区分		み町内	と新潟を結ぶ交通の要所三国峠や三国山、三角山などが		
		未了)から		国有林利根沼田森	ある。大源太山から三国山までの稜線には、風衝草原が		
		振替		林管理署 220 林班	広がり、高山植物がお花畑を形成するなど原生的な状態		
				及び 222 林班の各	を保持している。また、ブナ群落が発達し、三国山登山		
				一部	道沿いにはニッコウキスゲやシラネアオイなどが群生		
				群馬県利根郡みなか	するなど良好な風致を示している。谷川連峰や稲包山、		
				み町	法師温泉への登山道の入口部分及び中部北陸自然歩道		
				大字相俣の一部	がある。利用上重要な土地及びその周辺地で、現在の風		381
					致を保護する必要があることから、第2種特別地域とす	玉	370
					る。	公	0
						私	11
8	拡張	特別地域	稲包山	群馬県利根郡みなか	三国峠から稲包山へ至る稜線にあたる。ブナ群落が発		
		(地種区分		み町内	達し、良好な風致を示す地域で、国道 17 号線からの可		
		未了)から		国有林利根沼田森	視領域にあたる。現在の風致を保護する必要があること		
		振替		林管理署 217 林	から、第2種特別地域とする。		74
				班から 219 林班ま		玉	74
				での各一部		公	0
						私	0

			h 11.	*****	the second I		÷ /1 \
番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	血槓	t (ha)
9	拡張	特別地域	駒形峡	群馬県利根郡みなか	国立公園のエントランス部に位置し、赤谷川沿いに位		
		(地種区分		み町	置する狭隘な渓谷で駒形峡と呼ばれる景勝地にあたる		9
		未了)から		大字相俣の一部	地域。現在の風致を保護する必要があることから、第2	国	0
		振替			種特別地域とする。	公	4
						私	5
			1				2, 187
					亦更如八二キシ	国	2, 104
					変更部分面積計	公	4
						_ 私	79
							0
					変更前第2種	国	0
					特別地域面積	公	0
						_ 私	0
							2, 187
					変更後第2種	国	2, 104
					特別地域面積	公	4
						私	79

[※]変更前第2種特別地域面積は、地種区分未了地域のため区分されていない。

(ウ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表8:第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積	(ha)
10	拡張	特別地域	川古温泉	群馬県利根郡みなか	赤谷川中流域に位置し古くから営業している温泉		
		(地種区分		み町内	施設(川古温泉)の周辺が含まれる地域で、赤谷川の		
		未了)から		国有林利根沼田森	河畔林と付近の二次林が良好な風致を構成しており、		
		振替		林管理署228林班及	利用上重要な土地及びその周辺地で、風致に重大な影		
				び240林班の各一部	響を及ぼさない範囲で風致の維持を図る必要がある		
				群馬県利根郡みなか	ことから、第3種特別地域とする。		22
				み町		国	21
				大字相俣の一部		公	0
						私	1
11	拡張	特別地域	法師温泉	群馬県利根郡みなか	主要幹線道路沿線と古くから営業している温泉施		
		(地種区分		み町内	設(法師温泉)の周辺が含まれる地域で、植林された		
		未了)から		国有林利根沼田森	カラマツと天然ブナ林と趣のある木造建築物が良好		
		振替		林管理署220林班か	な風致を構成しており、利用上重要な土地及びその周		
				ら 222 林班までの各	辺地で、風致に重大な影響を及ぼさない範囲で風致の		
				一部	維持を図る必要があることから、第3種特別地域とす		
				群馬県利根郡みなか	る。		202
				み町		玉	175
				大字永井の一部		公	5
						私	22

亚口	1000円	th ch	力 私	亦重如八の反縁	水更加山	工住	(1)
番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	田碩	(ha)
12	拡張	特別地域	赤沢山	群馬県利根郡みなか	赤沢山周辺で、上信越自然歩道の経由地であり、ネ		
		(地種区分		み町内	ズコの植物群落保護林に指定されている。風致に重大		
		未了)から		国有林利根沼田森	な影響を及ぼさない範囲で風致の維持を図る必要が		10
		振替		林管理署216林班の	あることから、第3種特別地域とする。	国	10
				一部		公	0
						私	0
							234
					to Table () Treated	国	206
					変更部分面積計	公	5
							23
							0
					変更前第3種	国	0
					特別地域面積	公	0
						私	0
							234
					変更後第3種	玉	206
					特別地域面積	公	5
						私	23

※変更前第3種特別地域面積は、地種区分未了地域のため区分されていない。

イ 関連事項

(ア) 普通地域

普通地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表9:普通地域変更表)

都道府	変更後		変更前			
県名	区域	面積	(ha)	区域	面積	(ha)
群馬県	群馬県利根郡みなかみ町内			群馬県利根郡みなかみ町内		
	国有林利根沼田森林管理署 214 林班、215			国有林利根沼田森林管理署 214 林班、215		
	林班、225 林班から 227 林班まで、229 林			林班、225 林班から 227 林班まで、229 林		
	班、232 林班、241 林班及び 243 林班から			班、232 林班、241 林班及び 243 林班から		
	246 林班の全部並びに 216 林班から 222			246 林班までの全部並びに 216 林班から		
	林班まで、228 林班、230 林班、231 林班、			222 林班まで、228 林班、230 林班、231		
	233 林班、234 林班、239 林班、240 林班、			林班、233 林班、234 林班、239 林班、240		
	242 林班、245 林班、308 林班、312 林班、			林班、242 林班、245 林班、308 林班、312		
	314 林班から 320 林班、322 林班から 324			林班、314 林班から 320 林班まで、322 林		
	林班まで及び 326 林班の各一部		8, 367	班から 324 林班まで及び 326 林班の各一		8, 511
	群馬県利根郡みなかみ町	国	7, 969	部	国	8,026
	大字相俣、大字猿ヶ京温泉、大字永井及	公	42	群馬県利根郡みなかみ町	公	42
	び大字湯桧曽の各一部	私	356	大字相俣、大字猿ヶ京温泉、大字永井及	私	443
				び大字湯桧曽の各一部		
						△144 <u> </u>
				亦重如八云每人到	国	$\triangle 57$
				変更部分面積合計	公	0
					私	△87

	8, 511	
国	8,026	
公	42	
私	443	
	8, 367	
国	7, 969	
公	42	
私	356	
	公私国公	国 8,026 公 42 私 443 — 8,367 — 国 7,969 公 42